

施設の概要

処理施設の種類	破碎・熔融固化施設 (Aライン)	破碎・熔融固化施設 (Bライン)	破碎・熔融固化施設 (Cライン)
設置場所	千葉県八千代市上高野 1780 番地	同左	同左
設置年月日	平成 14 年 11 月 11 日 平成 18 年 5 月 29 日(木くず追加) 令和 7 年 7 月 30 日(破碎機変更)	平成 14 年 11 月 11 日 平成 18 年 5 月 29 日(木くず追加) 平成 27 年 12 月 28 日(破碎機変更)	平成 27 年 4 月 28 日 令和 4 年 7 月 14 日(破碎機変更)
処理能力	4.22t /h * 21h = 88.62t /日	4.3t /h * 21h = 91t /日	4.16t /h*21h = 87.36t /日
廃棄物の種類	廃プラスチック類(自動車等破 砕物及び石綿含有産業廃棄物 を除く)、紙くず、木くず	同左	廃プラスチック類(自動車等破 砕物及び石綿含有産業廃棄物 を除く)、紙くず、木くず、繊 維くず
処理施設の処理 方法及び設備の 概要	■処理方法： 破碎、熔融固化 ■概要： 廃プラスチック類、紙くず及 び木くずを原料とし、選別装置 により不適物を除去し破碎施 設により破碎する。 破碎した原料を、外部から加 熱せず摩擦熱により熔融固化 させ、固形燃料や製鋼用鎮静剤 を製造する。 設備は、原料の投入装置、各 種選別装置、破碎機、成形機、 冷却装置、これらを連結する搬 送装置、大型原料をライン処理 可能な大きさにするための解 砕装置等を備えており、いずれ も工場建屋内に設置されてい る。	■処理方法： 破碎、熔融固化 ■概要： 廃プラスチック類、紙くず及 び木くずを原料とし、前選別が 不要な原料を中心に破碎施設 にて破碎を行う。 破碎した原料を、外部から加 熱せず摩擦熱により熔融固化 させ、固形燃料や製鋼用鎮静剤 を製造する。 設備は、原料の投入装置、各 種選別装置、破碎機、成形機、 冷却装置、これらを連結する搬 送装置を備えており、いずれも 工場建屋内に設置されている。	■処理方法： 破碎、熔融固化 ■概要： 廃プラスチック類、紙くず及 び木くず、繊維くずを原料と し、前選別が不要な原料を中心 に破碎施設にて破碎を行う。破 砕した原料を、熔融固化させ、 固形燃料や製鋼用鎮静剤を製 造する。 設備は、原料の投入装置、各 種選別装置、破碎機、成形機、 冷却装置、これらを連結する搬 送装置を備えており、いずれも 工場建屋内に設置されている。

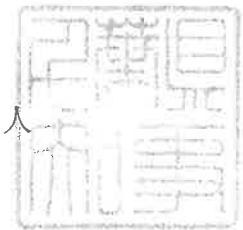
産業廃棄物処理施設変更許可証

令和7年7月30日

住 所 千葉県八千代市上高野1780番地
氏 名 株式会社エコ・マイニング
代表取締役 角田 巧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日	令和7年7月30日	許可番号	第2025-2-555号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	1 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設（施行令第7条第7号） 木くず又はがれき類の破碎施設（施行令第7条第8号の2） 2 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず		
設置場所	千葉県八千代市上高野字木戸場1780番1の一部、 字中野1858番6の一部、字笹立1933番1の一部		
処理能力	廃プラスチック類 88.62t/日（4.22t/時×21時間） 木くず 87.99t/日（4.19t/時×21時間）		
許可の条件	1 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、集じん機の使用により周辺への飛散を防止すること。 2 産業廃棄物の中間処理は、午前8時から翌日午前6時30分までの間の21時間とし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音を低減すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		

留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
---------	--

平成18年 5 月29日 設置許可（許可番号：第18-1-294号）

平成27年 7 月17日 変 更 届（稼働時間の変更）

平成30年 8 月 3 日 変 更 届（代表者の変更）

令和 6 年 7 月29日 変 更 届（代表者の変更）

令和 7 年 7 月30日 変更許可（破碎施設の変更、

許可番号：第2025-2-555号）

（以下余白）

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和6年9月6日

住 所 千葉県八千代市上高野1780番地
氏 名 株式会社エコ・マイニング
代表取締役 角田 巧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷俊人

許可の年月日	平成27年12月28日	許可番号	第27-2-441号
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種別 廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条第7号) 木くず又はがれき類の破碎施設(施行令第7条第8号の2) 2 産業廃棄物の種別 廃プラスチック類、木くず		
設置場所	千葉県八千代市上高野字木戸場1780番1の一部、 字中野1858番6の一部、字笹立1933番1の一部		
処理能力	廃プラスチック類 91t/日(4.3t/時×21時間) 木くず 91t/日(4.3t/時×21時間)		
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成18年5月29日 設置許可(許可番号:第18-1-295号)

平成30年8月3日 変更届(代表者の変更)

令和6年7月29日 変更届(代表者の変更)

(以下余白)

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年9月6日

住 所 千葉県八千代市上高野1780番地

氏 名 株式会社エコ・マイニング

代表取締役 角田 巧

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊人

許可の年月日	令和4年7月14日	許可番号	第2022-1-519号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	1 施設の種類 廃プラスチック類の破碎施設(施行令第7条第7号) 木くず又はがれき類の破碎施設(施行令第7条第8号の2) 2 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず		
設置場所	千葉県八千代市上高野字木戸場1780番1の一部、 字中野1858番6の一部、字笹立1933番1の一部		
処理能力	廃プラスチック類 87.36t/日(4.16t/時×21時間) 木くず 86.73t/日(4.13t/時×21時間)		
許可の条件	1 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設及び集じん機の維持管理を徹底することにより、周辺への飛散を防止すること。 2 産業廃棄物の中間処理は、午前7時から翌日午前4時までの21時間とし、処理施設及び囲い等の維持管理を徹底することにより、騒音を低減すること。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		

(続 く)

(許可証の続き)

留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関係法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。
---------	--

令和 6 年 7 月 2 9 日 変更届 (代表者の変更)

(以下余白)